

改定 草加市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

第1部 計画の枠組

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

- 特措法の制定(2013年4月13日施行)
 - ・国民生命、健康を保護、生活及び経済への影響を最小とする

○対象とする感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7号)
- ・指定感染症(同 第8号)
- ・新感染症(同 第9号)

第2章 計画の改定

- 草加市新型インフルエンザ等対策行動計画
 - ・策定の根拠法:特措法第8条

○改定の目的

- コロナ禍に潜在化していた課題の解決と適切な対応を図る
 - ・平時の備えの不足 ⇒有事に対応できる平時からの体制作り
 - ・柔軟・機動的な対応 ⇒市民生活・社会経済活動の影響軽減
 - ・情報発信 ⇒双方向リスクコミュニケーション、基本的人権の尊重

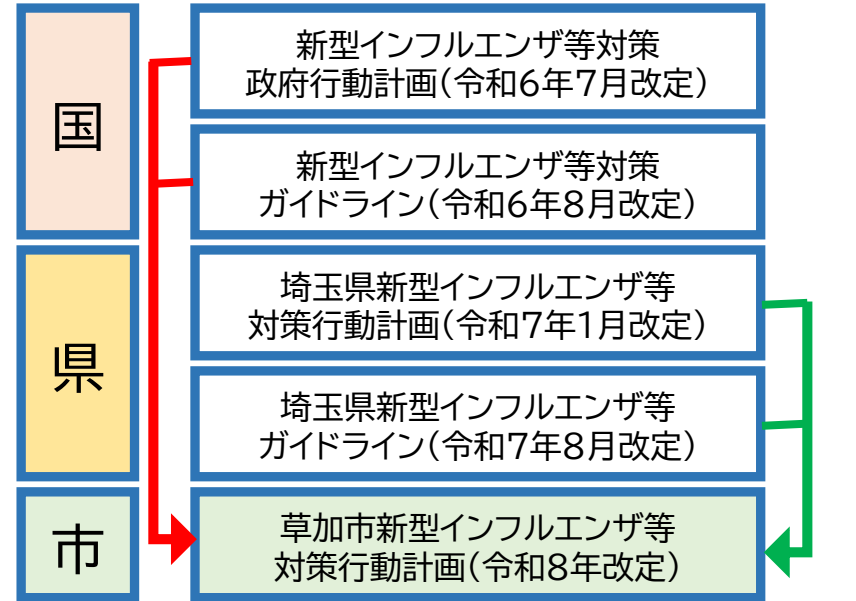
○抜本的な改定

○対策の時期区分の変更

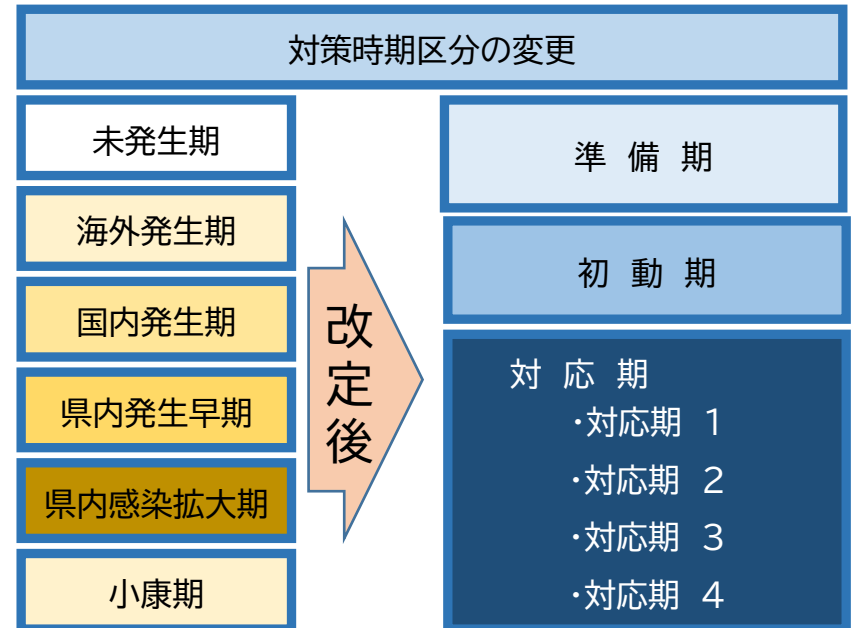
- ・準備期
- ・初動期
- ・対応期(対応期は4段階)
 - 対応期1:封じ込めを念頭
 - 対応期2:病原体の性状等に応じて対応
 - 対応期3:ワクチンや治療薬等の対応力が高まる
 - 対応期4:基本的な感染症対策に移行

○対策項目の見直し

- ・従来の6項目から13項目に拡充
 - ⇒草加市においては、9項目



国・県の計画・ガイドラインを踏まえて作成



改定 草加市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

第2部 計画の基本方針

第1章 対策の基本的な考え方

○計画における対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制、市民の生命及び健康を保護する
- ・市民生活及び経済に及ぼす影響を最小とする

○実施に関する考え方

- ・様々な状況に対応できる対策の選択肢を示す
- ・有効性と実現性、市民生活、経済への影響等を総合的に勘案
- ・医療対応以外の対策、医療対応を組合せて総合的に行う
- ・事業者や市民の適切な行動や準備、公衆衛生対策が重要

○段階的实施

- ・感染しない・させない→市民生活を安定させる→市民生活の回復・向上
- ・感染状況、ワクチン接種等の進捗状況の段階に応じて行う

○実施上の留意事項

- ・平時の備えの整理や拡充
- ・感染拡大と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ・基本的人権の尊重
- ・社会福祉施設等における対応（高年者・障がい者施設）
- ・感染拡大時のデジタル技術活用

○対策推進の役割分担

- ・国、県、市、医療機関、指定地方公共機関、事業者、市民等

第2章 対策の横断的視点

○対策の目的(第1章)を達成するための具体的な対策を策定

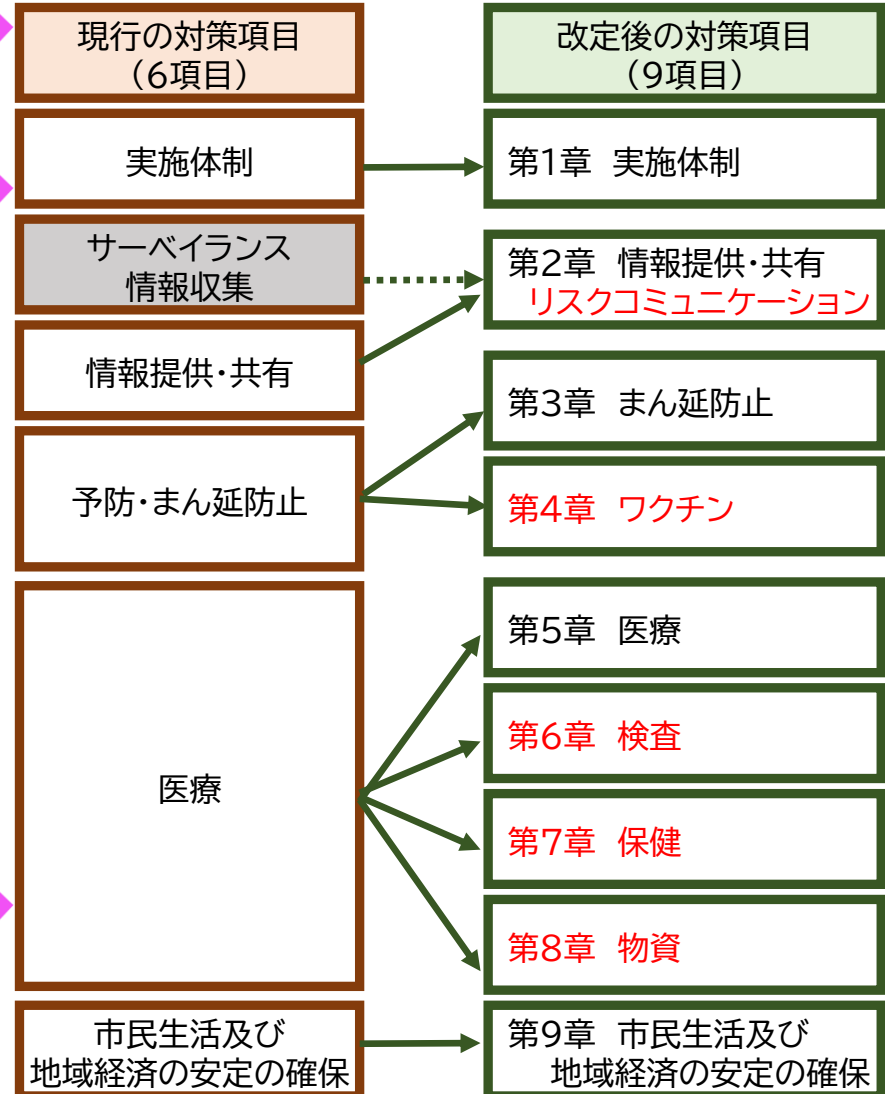
○対策項目ごとに切替えのタイミングを示す

○複数の対策項目に共通する視点

- ・人材育成、国や県との連携、DXの推進

第3部 各対策項目

対策項目の拡充



改定 草加市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

各対策項目における主要な取組（時期区分）

<p>●:国・埼玉県等 ☆:市</p>	<p>初動期 市内外で新興感染症が 発生した段階</p>	<p>対応期 i:発生から感染拡大の初期段階 ii:感染拡大から、病原体の性状等に応じて対応する時期 iii:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p>	<p>対応期 iv:特措法によらない基本的な 感染症対策に移行</p>
<p>第1章 実施体制</p>	<p>● 新型インフルエンザ等発生の公表・政府対策本部会議設置(国) ☆ 市対策本部の設置</p>	<p>● 対策本部会議設置(国) ☆ 対応専門部署の設置</p>	<p>● 本部の解散 ☆ 段階的な縮小・解散</p>
<p>第2章 情報共有・提供、リスコミ</p>	<p>☆ 感染症情報の提供・共有 ☆ 双方向のコミュニケーション実施(生活相談室中心) ☆ 偏見・差別や偽・誤情報への対応</p>		<p>● 段階的な縮小</p>
<p>第3章 まん延防止</p>		<p>● 緊急事態措置、まん延防止等重点措置等による感染拡大防止の取組 ☆ 行動制限・基本的感染対策の徹底 ☆ 公共施設利用・イベント開催の制限</p>	<p>● 感染拡大防止の取組 ☆ 行動制限撤廃・基本的感染対策の継続 ☆ 段階的な貸出再開・イベント開催 → 平時への回帰</p>
<p>第4章 ワクチン</p>		<p>● パンデミックワクチンの開発(国) ☆ 接種体制の構築着手</p>	<p>● ワクチン承認 ☆ 住民接種の開始 → 定期接種化</p>
<p>第5章 医療</p>	<p>● 感染症指定医療機関による対応</p>	<p>● 県指定の重点医療機関による対応 ☆ 市立病院による対応開始(第一種協定指定医療機関) ☆ 第二種協定締結 個別医療機関による対応開始</p>	<p>● 通常診療へ移行 → 通常診療へ移行</p>
<p>第6章 検査</p>		<p>● 抗原定性検査薬(キット)の開発(国) ☆ 市検査センターの設置</p>	<p>● 承認 ☆ 検査薬(キット)の普及 ☆ センターの段階的な縮小 ☆ 検査キットによる検査(高齢者施設従事者) → センターの閉鎖</p>
<p>第7章 保健</p>	<p>● 入院勧告・措置、移送、入院調整</p>	<p>● (県) ☆ 積極的疫学調査への協力開始 ☆ 健康観察・生活支援(自宅療養者等)協力開始</p>	<p>● 医療機関間による入院調整 ☆ 調査縮小・終了 ☆ 段階的な縮小 → 支援終了</p>
<p>第8章 物資</p>		<p>☆ 高齢者施設等の備蓄状況の確認 ☆ 医療機関、高齢者施設等の不足施設への物資調整・提供</p>	
<p>第9章 市民生活・経済</p>		<p>● 新型インフルエンザ等の発生により生じた影響緩和に必要な支援及び対策 ☆ 市民生活の安定確保(雇用の影響緩和への支援) ☆ 社会経済活動の安定確保(影響緩和への支援・対策)</p>	<p>● 段階的な縮小 ☆ 専門部署での対応へ移行 → 支援終了</p>